

動物の愛護及び管理に関する法律の概要

「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」という。)に基づき、飼養動物の愛護・管理を実施。(同法の所管は、平成13年の省庁再編に伴い総理府から環境省へ移管。)

同法に基づく具体的措置については、都道府県等が自治事務として実施し、環境省は、各種基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援等を実施。

同法は、第162国会において、議員立法による法改正が行われ、平成18年6月1日に改正法が施行。(経過措置期間は平成19年5月31日まで。)

【動物愛護管理法の概要】

目的

【愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養

【管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害防止

基本原則

「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す

動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う

動物の飼い主の責任

動物の種類や習性等に応じた健康安全の確保、人への危害や迷惑防止等のための適正飼養の責務、みだりな繁殖の防止、感染症の防止、動物の所有者の明示、動物販売業者の説明責任等

動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養保管等基準の策定

動物取扱業者の規制

業者の都道府県等への登録、遵守すべき基準の制定、動物取扱責任者の選任、改善勧告・命令、登録の拒否・登録の取消しや業務の停止命令等

周辺生活環境の保全

多数の動物を飼養し、周辺の生活環境を損なっている者への改善勧告、命令

特定動物(危険な動物)の飼養規制

法律に基づく都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置

犬及びねこの引取り等

犬ねこの都道府県等による引取り、負傷動物等の収容

国や地方公共団体の取組み

学校・地域・家庭等における教育活動や広報活動を通じた普及啓発、動物愛護週間の実施、動物愛護管理基本指針(環境大臣)や動物愛護管理推進計画(都道府県知事)の策定、動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織等

罰則

愛護動物(*)の殺傷、遺棄等の罰則、命令違反に対する罰則

(*愛護動物:犬・ねこ・牛等の家畜家禽、占有下にある哺乳類・鳥類・爬虫類)